

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	海岸法	根拠条項	資料番号	3	担当課	港湾海岸課
			第5条 第1項	許認可等の 内容	占用料等の還付	
<p>愛媛県海岸占用料等徴収条例</p> <p>(占用料等の不還付)</p> <p>第4条 既に納付した占用料等は、還付しない。ただし、法第12条第2項(法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消した場合その他知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>						